

第 46 号（第51条関係）（平27内府令 6 ・ 全改、令元内府令12 ・ 一部改正）

教 習 射 撃 場 指 定 書	
年 月 日	
申請者	殿
公安委員会 印	
銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第1項の規定により、下記のとおり教習射撃場として指定する。	
指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
射 撃 場 の 名 称	
射撃場の所在地	
射 撃 場 の 区 分	
使用できる猟銃	
使用できる実包	

- 備考 1 用紙は、洋紙とすること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。